

(2021年6月更新)

## 国際協力機構債券（JICA 債）の資金使途

国際協力機構債券発行代わり金は、国際協力機構法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。（第59回国際協力機構債券以降は、有償資金協力業務のうち石炭火力発電事業を充当対象から除外しています。）

有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成されるJICA中期計画及び年度計画に示されるJICAの基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICAの有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、当機構が発行する国際協力機構債券（JICA債）は、国際資本市場協会のフレームワーク（注）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より2016年8月24日付で取得（2017年8月10日付及び2021年6月16日付更新）しています。同オピニオンでは、「『JICA債』をSBPが示す4項目に基づきレビューした結果、『JICA債』はSBPが示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。よって、このプログラムに基づいて発行する債券も「ソーシャルボンド」の特性に従った債券となります。

（注）国際資本市場協会（International Capital Market Association、ICMA）は、2016年6月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則（Green Bond Principle、GBP）及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス（SOCIAL BONDS - GUIDANCE FOR ISSUERS）を公表しました。なお、ICMAは2017年6月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles、SBP、2020年6月及び2021年6月更新）を公表しています。

【参考】セカンド・オピニオン（発行者：株式会社日本総合研究所）

[https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq0001qs7yu-att/Second\\_Opinion.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq0001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf)